

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成18年
1月10日
(火曜日)

目次

告示

生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(二件)(厚政課).....一

解除予定保安林(下関市)(森林整備課).....二

特定建設工事共同企業体の指名競争入札の参加資格の審査(道路建設課).....二

美祢下村土地区画整理組合の設立の認可(都市計画課).....三

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正(砂防課).....三

公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可(港湾課).....三

公告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課).....四

貸金業者の業務の停止(経営金融課).....四

土地改良事業施行協議に係る決定(農村整備課).....五

土地改良区役員の届出(農村整備課).....五

国営農地再編整備事業(豊北地区野地換地区)の換地処分(農村整備課).....五

県営吉見地区ほ場整備事業(第二換地区)換地計画書の縦覧(農村整備課).....五



山口県告示第四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年一月十日

山口県知事 二井 関成

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
医療法人健仁会	山陽小野田市の出三丁目七番一号	訪問介護ステーションあさ紫苑	山陽小野田市の大字山川九〇の一	訪問介護	平成一七〇、
社会福祉法人博愛会	防府市大字台道一六五五	宇部あかり園訪問入浴介護事業所	宇部市大字西岐波二二九の一〇五	訪問入浴介護	"
社会福祉法人暁会	下関市大字小野六四の一	あかつきクリニツク	下関市汐入町三六番二号	訪問看護	"
"	"	"	"	訪問看護	"
"	"	"	"	訪問看護	"
医療法人晟雅会	下松市大字西豊井一三六八の一六	医療法人晟雅会ときえた歯科クリニツク	下松市大字西豊井一三六八の一六	居宅療養管理指導	"
広吉自動車有限会社	大字末武中一一八一	デイサービス平和苑	周南市平和通一丁目二七	通所介護	"
医療法人健仁会	山陽小野田市の出三丁目七番一号	デイサービスセンターひだまり	山陽小野田市の大字山川八六の一	"	"

山口県告示第五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年一月十日

山口県知事 二井 関成

居宅介護支援事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業者の名称	居宅介護支援事業所の所在地	指定年月日
医療法人太白会	宇部市大字東岐波四三三二の一	医療法人太白会シーサイド病院	宇部市大字東岐波四三三二の一	平成一七、九、

居宅介護支援事業所

一

有限会社ふたば 山陽小野田市大 介護サービス 山陽小野田市大 " 一〇、"
 字厚狭一二九の たば 字厚狭一二九の "

山口県告示第六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成十八年一月十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 解除予定保安林の所在場所
下関市大字井田字道祖峠八五の二七
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

山口県告示第七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の十一第二項の規定により、一般国道四九〇号板橋ため池橋（仮称）橋りょう整備工事（上部工）の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及び当該入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十八年一月十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 一般国道四九〇号板橋ため池橋（仮称）橋りょう整備工事（上部工）
- (一) 工事場所 美祢郡美東町大字綾木字宝神から同大字字小迫までの間
- (二) 工事の概要

構	造	延	長	道	路	幅	員
鋼単純桁形式橋りょう		四九・〇メートル		二〇・五メートル	二四・〇メートル		

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が鋼構造工事のA等級であること。
 - 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（鋼構造物工事業に係るものに限る。）を受けていること。
 - 3 出資比率が三パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の平成十八年一月六日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の鋼橋上部工事の数値が千百以上であること。
- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の鋼橋上部工事の数値が九百以上であること。

三 入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。
 - 1 共同企業体協定書の写し
 - 2 総合評定値通知書の写し
 - 3 特定建設業の許可通知書の写し
 - 4 委任状
- (二) 申請書等の提出方法
申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。
- (三) 申請書等の提出場所
美祢土木事務所 美祢市大嶺町東分三四九番地の五
- (四) 申請書等の提出期間及び時間
平成十八年一月十日から同月十七日までの午前九時から午後四時三十分まで
- (五) 入札参加資格の審査結果の通知方法

指名競争入札指名通知書又は指名競争入札非指名通知書を平成十八年一月二十七日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、美祢土木事務所（電話〇八三七―五二―一〇五）にすること。

山口県告示第八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十四条第一項の規定に基づき、美祢下村土地区画整理組合の設立を次のとおり認可した。

平成十八年一月十日

山口県知事 二井 関 成

一 土地区画整理組合の名称

美祢下村土地区画整理組合

二 施行地区

美祢市伊佐町伊佐字下田、字宗石及び字山田の各一部

三 事務所の所在地

美祢市伊佐町伊佐五六七〇番地

四 設立認可の年月日

平成十八年一月十日

五 事業施行期間

平成十八年一月十日から平成二十五年三月三十一日まで

六 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで（初年度にあつては、平成十八年一月十日

から平成十八年三月三十一日まで）

七 公告の方法

事務所及び美祢市役所の掲示場に掲示する。

山口県告示第九号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示（昭和六十一年山口県告示第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

平成十八年一月十日

山口県知事 二井 関 成

下(5)地区に関する部分二 区域の範囲を次のように改める。

二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた区域

市 名	大 字 名	字 名	地 番	標 柱 番 号
岩 国 市	下	大 谷	五四一の二	一号
"	"	"	六四	二号
"	"	"	六四	三号
"	"	"	五四八の一	四号
"	"	"	七一の一	五号
"	"	大 迫	五六〇の一	六号
"	"	谷	五五七の二	七号
"	"	"	五五一	八号
"	"	"	五四六の二	九号

山口県告示第十号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二條第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成十八年一月十日

山口県知事 二井 関 成

一 埋立区域

(一) 位置

萩市大字山田字堂之久保五二〇二の九から同大字字玉江浦五一五三の一に至る土地の地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点から6の地点までを順次結んだ線、6の地点と7の地点を結ぶ平成十四年秋分の満潮位（D.L. + 〇・八一メートル）における公有水面と陸地との

境界線 7の地点と8の地点を結ぶ昭和五十年二月四日付け指令港湾第一〇二号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D.L.+〇・九〇メートル)、8の地点から14の地点までを順次結んだ線及び1の地点と14の地点を結んだ線に囲まれた区域

1の地点 萩市大字江向字江向の八丁三等三角点(北緯三四度二四分一〇・六四二秒東経一三二度三分五八・〇七九秒)から二九四度一七四分三秒二、一五五・三三メートルの地点

- 2の地点 1の地点から一三九度三九分三五秒二三・四〇メートルの地点
- 3の地点 2の地点から一七八度四二分四一秒一四四・〇九メートルの地点
- 4の地点 3の地点から一六二度〇一分三二秒八一・一メートルの地点
- 5の地点 4の地点から七一度四五分〇二秒七・六八メートルの地点
- 6の地点 5の地点から五三度四二分三八秒三六・六六メートルの地点
- 7の地点 6の地点から一七五度〇八分一〇秒八九・〇四メートルの地点
- 8の地点 7の地点から三四三度〇四分四九秒二八三・八一メートルの地点
- 9の地点 8の地点から三四二度四二分三八秒一・三七メートルの地点
- 10の地点 9の地点から三三四度一八分三九秒二・四八メートルの地点
- 11の地点 10の地点から三三三度一七分一九秒一・〇五メートルの地点
- 12の地点 11の地点から三三三度五二分〇秒一・八四メートルの地点
- 13の地点 12の地点から三三一度四二分五八秒一・一四メートルの地点
- 14の地点 13の地点から三五五度四二分五六秒二・〇〇メートルの地点

(二) 面積

四、七三六・三九平方メートル

二 免許の年月日及び番号

平成十四年十二月十一日 指令港湾第七号の四

三 関係図書を開覧できる市町村

萩市

認可を受けた者

萩市大字江向五一〇番地

萩市

萩市長 野村 興兒

五 認可の年月日

平成十七年十二月二十六日



(一〇) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十八年二月二十一日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年一月十日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成十七年十二月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 被害者支援センター・ハートラインやまぐち

代表者の氏名 小嶋 容子

主たる事務所の所在地 山口市小郡下郷一三二九番地一八

三 定款に記載された目的

事件、事故等の被害者及びその家族等(以下「被害者」という。)に対して、精神的支援その他各種支援活動を行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図り、もって被害者の被害の回復及び軽減に資すること。

(一一) 貸金業者の業務の停止

貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)第三十六条第一号及び第九号の規定により、次のとおり貸金業者に対し、その業務の停止を命じました。

平成十八年一月十日

山口県知事 二井 関成

一 処分をした年月日

平成十七年十二月二十六日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所等の所在地、代表者の氏名、登録番号及び登録年月日

商号 又は 名称 アルコ

主たる営業所等の所在地 宇部市中央町一丁目一〇番一八号

代表者の氏名 許 相峰

登録番号 山口県知事(N3)第〇二二五八号

登録年月日 平成十五年四月二十八日

三 処分の内容

平成十八年一月一日から同年二月十四日までの間における業務(弁済の受領及び債権の保全に係るものを除く。)の全部の停止

(二二) 市町村が行う土地改良事業の施行の協議に係る決定

次の市町村が行う土地改良事業の施行の協議は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、適当であると決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、その決定に係る土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十八年一月十日

山口県知事 二井 関 成

一 事業の内容

市町村名 施行地区

阿東町

赤迫地区

事業の種類

ため池の整備

二 縦覧の期間

平成十八年一月十一日から同月三十日まで

三 縦覧の場所

山口県農林部農村整備課

(二三) 土地改良区の役員の氏名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の氏名及び住所の届出がありました。

平成十八年一月十日

山口県知事 二井 関 成

退任した役員

土地改良区の名称 理事の別 氏 名 住 所

下関市王喜土地改良区 理 事 山本 隼人 下関市松屋上町二丁目四番一〇号

(二四) 国営農地再編整備事業(豊北地区野地換地区)の換地処分

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、国営農地再編整備事業の施行に係る豊北地区野地換地区の換地処分を次のとおり行いました。

平成十八年一月十日

山口県知事 二井 関 成

一 換地処分の年月日

平成十七年十二月十四日

二 換地処分の内容

国営農地再編整備事業(豊北地区野地換地区)換地計画書に記載された換地計画のとおり

(二五) 県営吉見地区ほ場整備事業(第二換地区)換地計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営吉見地区ほ場整備事業の施行に係る第二換地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十八年一月十日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧に供する書類

県営吉見地区ほ場整備事業(第二換地区)換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十八年一月十一日から同月三十日まで

三 縦覧の場所

山口県農林部農村整備課

平成十八年一月十日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）